学校生活のきまり

（１）登下校

登下校には、次の点に注意して交通ルールを守り、安全に通学しましょう。

① 自転車での通学

自転車を使って通学することはできます。本校の自転車通学規定をよく読み「自転車通学届」を学校へ提出してください。その際、自転車用ヘルメット・レインコートが必要になります。また、事前に通学経路の安全を保護者の方とよく確認しておいてください。通学の際は交通ルールを守り、事故のないように注意してください。

校内には駐輪場がありますので、決められた場所に施錠をして置いてください。

② オートバイ及び自動車での通学禁止

本校では、オートバイ及び自動車での通学は認めていません。

また、帰宅後でも学校に来る手段（部活動など帰宅してからの登校や、忘れ物を取りに帰る・戻る、学校付近での待ち合わせ等）として使用することも認めていません。

③ ゆとりをもって登校

あわてて登校すると思わぬ事故をまねいてしまいます。加害者にも被害者にもならないように、ゆとりをもって登校するようにしましょう。

④ 下校時刻

本校は定時制課程があります。したがって下校時刻は部活動を含め、午後５時までとします。

⑤ 登下校途中での交通事故

事故の大小に関係なく、必ず警察に届け出てください。その後、学校にも連絡してください。

（２）自転車通学規定

高校生の自転車による交通事故の増加や交通ルールの改正にともない、自転車での通学は許可制になっています。

① 自転車で通学する生徒は、「自転車通学届」を提出すること。自転車を変更する場合は、「自転車通学届」を再提出すること。

② 自転車通学許可は、自転車用ヘルメット・レインコートを持っていることが条件である。そのため、生活指導部が通学届提出時、または点検時に確認をする。

③ 自転車は防犯登録をすること。（見やすい位置にステッカーを貼ること。）

④ 自転車は指定された駐輪場所に置き、必ず施錠すること。

⑤ 通学時は自転車用ヘルメットを着用すること。

⑥ 雨天時の運転は、雨具（レインコート）を着用すること。

⑦ 雨天時の傘差し運転やその他の交通違反を行った場合は、自転車通学許可を取り消す場合もある。

⑧ 交通規則をよく守り、事故を起こさないよう十分注意すること。万一、事故に遭った場合は、警察と学校へ連絡し担任に届け出ること。

⑨ 自転車ステッカーは後方から見える位置に貼る。（反射板下付近）
⑩ 自転車保険に加入すること。（加害者になることもあります。）

以上の内容をよく読み、「自転車通学届」を担任に提出し、印をもらい生活指導部まで提出をしてください。

生活指導部では、「自転車通学届」を受け取る際に、自転車の点検と自転車用ヘルメットとレインコートの確認をします。不備等がなければ自転車ステッカーを発行します。自転車ステッカーは、3 年間使用します。

（３）服装等

１．令和７・８年度入学生

① 入学時に購入した学校指定のブレザー・ズボン・スカートを着用すること。
② 上衣の左襟には指定の校章をつける。
③ ブレザー着用時は特別な事情がない限り指定のネクタイ・リボンをつけること。
④ 略装可能期間（夏季）はブレザーの着用は必須としない。白のワイシャツ、または白・紺のポロシャツは可とする。ネクタイ・リボンの着用は必須としない。
⑤ 略装可能期間の目安は 5 月～10 月。気温などを加味してその年ごとに生活指導部で検討し期間を決定する。

※ ポロシャツの小さめのワンポイントは可とする。
※ 防寒具（コート・セーター・カーディガン・ベスト）は、黒・茶・紺・ベージュ・グレー・白系の無地を原則とする。
防寒着（トレーナー・パーカーをブレザーの下に着ることは禁止）
※ スカート着用時、ベージュ系・黒系のストッキングまたはタイツの着用は可とする。

２．令和６年度の入学生

① 制服は黒の詰襟の標準学生服または入学時に購入した指定の制服を着用する。
② 上衣の左襟には指定の校章をつける。
③ ボタンは指定の物を付ける。
④ 学生服の下は白のワイシャツまたは白のポロシャツを着用する。
⑤ 略装可能期間（夏季）は上衣学生服の着用は必須としない。白のワイシャツ、または白・紺のポロシャツは可とする。ネクタイ・リボンの着用は必須としない。
⑥ 略装可能期間の目安は 5 月～10 月。気温などを加味してその年ごとに生活指導部で検討し期間を決定する。

※ ポロシャツの小さめのワンポイントは可とする。
※ 防寒具（コート・セーター・カーディガン・ベスト）は、黒・茶・紺・ベージュ・グレー・白系の無地を原則とする。
防寒着（トレーナー・パーカーをブレザーの下に着ることは禁止）
※ スカート着用時、ベージュ系・黒系のストッキングまたはタイツの着用は可とする。

【その他】

○ 校舎内では学年指定の上履きを履くこと。
○ 頭髪は清潔で常識的なものとすること。
○ 染色、脱色、パーマ等は禁止とする。
○ ピアス・化粧・指輪・ブレスレット等の装飾品は禁止とする。
○ 長期休業中に登校する時も、服装・頭髪はこの通りとする。

※　校則に反している場合は、一旦帰宅させ、直してから再び登校させる場合もあります。（再登校指導）

（４）学校生活

① 身分証明書及び生徒手帳は常時携帯すること。
② 所持品には、必ず記名し、金銭および貴重品の管理はしっかりとする。また、学業に関係ないものは持参しない。万一、なくなっても学校はその責任を負わない。
③ 薬物・シンナー・喫煙・飲酒・ギャンブル等法律で禁止されている行為は絶対に行わないこと。
④ 生徒間での金銭の貸し借り、または催し物などの切符や物品の売買をしてはならない。脅されて買わされたりした場合は、金銭の多少にかかわらず、必ず担任に知らせること。
⑤ いかなる場合であっても暴力行為は許さない。直接的な暴力行為の他にも、いやがらせの言動や、金品を要求したり、買物などの使い走りをやらせたりすることも暴力行為の一種である。被害があったら、必ず担任へ届け出ること。
⑥ 登校後の外出は禁止とする。したがって弁当を持参するか、食堂でのパン等の軽食の販売を利用すること。食事はホームルーム教室で所定の時間にとること。また、歩きながらの飲食は禁止する。

（５）保護者の方へのお願い

① 生活の乱れが学業にも影響を及ぼします。規則正しい生活習慣を崩さないように、御家庭でも御協力をお願いします。
② 喫煙や飲酒は絶対に認めない強い姿勢をとってください。
③ 服装や頭髪などについては、学校の指導方針に御協力をお願いします。
④ お子様の様子で気になる点がありましたら、学校へ連絡してください。
また、学校に来ていただくことや、こちらから家庭訪問をすることもあります。その際には、事前に担任より御連絡いたします。